



国空航第638号
国空機第632号

無人航空機の飛行に係る承認書

金井度量衡株式会社
代表取締役 金井 利郎 殿

平成28年4月15日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承認事項： 航空法第132条の2第3号及び第4号

承認の期間： 平成28年5月13日

無人航空機： DJI社製S1000、Inspire 1、Phantom 3
自律制御システム研究所製MS-06LA、MS-06LL

無人航空機を飛行させる者： 吉田 雄一、市村 賢一

飛行の経路： 新潟県上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ
(申請書のとおり)

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、承認を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成28年4月26日

国土交通大臣 石井 啓一

